

第三期中期目標期間における各年度評価の基準等について

令和元年 6 月 10 日

名古屋市公立大学法人評価委員会決定

(令和 3 年 2 月 12 日 一部改正)

1 基本的な考え方

- ・「S」評価について明確な目安がないため、結果として「S」評価がつかない。
- ・評価作業においても、年度計画の項目数も多く、さらに各年度の重点的な取り組みが明確でなく、項目別評価のメリハリもつけにくい。
- ・年度計画に重点項目を設定し、重点項目の達成度に関連づけて「S」評価を検討する目安を作成する。
- ・重点項目は「社会貢献等」から「その他の業務運営」の各大項目について重要性・難易度の観点から設定するものとする。なお、「教育」「研究」については、年度計画の概要把握などの参考のため法人の任意により設定するものとする。

2 具体的なイメージ

(1) 重点項目の設定（「教育」「研究」を除く）

- ①大項目ごとに 1 項目から 3 項目以内を重点項目として予め示す（年度によっては大項目に重点項目を設定しないことも認める）。
- ②重点項目の対象は、概ね以下の重要性及び難易度にそれぞれ一つ以上該当するもの。
(重要性)
 - ・中期目標前文の理念の実現に寄与するもの
 - ・中期目標・中期計画の達成を見据え、特に重要だと考えられるもの
 - ・中期計画の数値目標の達成に大きく寄与するもの
 (難易度)
 - ・当該重点項目の達成につき、学外調整を要するなど相当程度の難度を有するもの
 - ・複数年にわたる長期的な取り組みの成果が関わるもの
 - ・法人の運営に対して多大な成果・改善が期待できるもの
- ③設定は、原則として、年度計画の策定時とする。
ただし、30 年度は業務実績報告書の作成着手前とする。
- ④重点項目に該当するかについては評価委員会として別途判断できることとする。

(2) 「S」評価を検討する目安

<「S」評価の基準>

- ・特筆すべき進行状況（特に認める場合）

○基準該当の目安

「特筆すべき進行状況」とは小項目評価が全て「Ⅲ」以上で、かつ以下に該当した場合につき、大項目全体の進捗状況を総合的に判断して決定

- ・重点項目の小項目評価につき「Ⅳ」評価があり、中期計画の数値目標の推移につき進展がある又は高い水準を維持。
- ・重点項目の小項目評価につき「Ⅳ」評価が 2 項目以上あり、中期計画の数値目標の推移が順調である。
- ・その他、全ての重点項目の小項目評価が「Ⅲ」評価であるが重点項目以外に「Ⅳ」評価が 2 項目以上ある、または重点項目に「Ⅳ」評価があるが中期計画に数値目標の設定がない場合についても、上記 2 点に準じて取扱うことを可とする。

<参考：年度評価基準（「教育」及び「研究」除く）>

1 大項目評価

評 語	基 準
S：特筆すべき進行状況	特に認める場合（※）
A：計画どおり	すべてⅢからⅣ
B：おおむね計画どおり	ⅢからⅣが9割以上
C：やや遅れている	ⅢからⅣが9割未満
D：重大な改善事項あり	特に認める場合

判断基準は目安であり、小項目数が10未満の場合又はその他の合理的な理由がある場合には、Ⅱ以下となった項目の重要性・計画の実施状況等を勘案した上で、評価委員会が総合的に評価し決定する。

※ 「S」評価の「特に認める場合」に該当するか検討する目安

	小項目評価		中期計画数値目標の推移
	重点項目	重点項目以外	
1	「Ⅳ」1項目、 その他「Ⅲ」	すべて「Ⅲ」以上	進展がある又は高い水準を維持
2	「Ⅳ」2項目以上、 その他「Ⅲ」	すべて「Ⅲ」以上	順調
上記に 準ずる	すべて「Ⅲ」	「Ⅳ」2項目以上 その他「Ⅲ」	進展がある又は高い水準を維持
	「Ⅳ」1項目以上、 その他「Ⅲ」	すべて「Ⅲ」以上	数値目標の設定がない
	「Ⅳ」2項目以上、 その他「Ⅲ」		

2 小項目評価

評 語	内 容
Ⅳ	年度計画を上回って実施している
Ⅲ	年度計画を順調に実施している
Ⅱ	年度計画を十分に実施していない
Ⅰ	年度計画を実施していない、または大幅に下回っている